

申し込むだけで謝礼？「買え買え詐欺」にご注意！

2014年3月15日号

A社から電話があり、「有名企業であるB社が当市に高齢者福祉施設を計画している。B社の社債を買わないか」と勧められたが「お金がない」と断った。翌日、またA社から電話があり「市内在住の人しか購入できない。代わりに申し込んでくれたら購入費用は当社がすべて支払う。また、申込口数に応じて謝礼を払う」と言われた、という相談が複数寄せられています。

これは、立場の違う複数の方が入れ代わり立ち代わり勧誘する「劇場型勧誘」の手口で、「買え買え詐欺」に共通する特徴です。お金を支払った後、業者とは連絡不能になることがほとんどで、実際に消費者が利益を得たり、被害が回復できたケースは、今までに1件も確認されていません。

このような話には絶対に耳を貸さないことです。うまい話はありません。